(あて先) 太白区長

申込責任者

団体名及び役職

住所電話

## 自動体外式除細動器(AED)借用申込書

AEDの貸出を受けたいので、下記のとおり申込します。

月	日	(	)
月	日	(	)
つるこ	.と。		
	月		月日(

## 【ご注意】

- ・貸出期間は、受渡日及び返却日を含めて原則4日以内です。
- ・申込書は太白区まちづくり推進課又は秋保総合支所総務課宛に提出してください。添付 資料として, ①団体規約, ②大会要項・募集チラシ等を提出してください。
- ・申込書を提出の際に申込責任者の本人確認を行いますので、運転免許証、健康保険証、 パスポート等の身分等を証明する証を提示してください。
- ・AED の引き渡しは、平日の開庁時間(午前8時30分~12時、午後1時~午後5時) に太白区まちづくり推進課又は秋保総合支所総務課で行います。
- ・AED を使用目的以外に使用することや、第三者に転貸することはできません。
- ・AED の貸出の際に市職員は同行しません。なお、(公益社団法人) 仙台市防災安全協会 (022-271-1211) で普通救命講習を受け付けておりますので、受講をお勧めします。
- ・返却期限日までに必ず返却してください。
- ・故意又は重大な過失によりAEDを損傷したときは、その損害を賠償していただく場合 があります。